

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	岸壁損傷
発生日時	平成30年11月15日 17時27分ごろ
発生場所	沖縄県那覇港新港ふ頭5号岸壁 泊大橋橋梁灯（C1灯）から真方位348° 1,420m付近 （概位 北緯26° 14.3′ 東経127° 40.6′）
事故の概要	貨物船第二十八 ^{せいざん} 盛山丸は、着岸作業中、錨が岸壁に接触し、岸壁が損傷した。
事故調査の経過	平成31年1月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第二十八盛山丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	142762、渡部港湾海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 岸壁 上部端に欠損及び車止めに破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風速 約6.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期 日没時刻：17時40分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、着岸作業中、船長が、主機を停止した後、バウスラストの操作つまみを左方（左に回頭させる操作）から中立の位置に合わせたと思い、船尾から岸壁までの距離を確かめようと左舷ウイングに移動したところ、船首配置の乗組員からバウスラストが動いていると報告を受けて船橋に戻り、バウスラストの操作つまみが少し左方となっていることを認め、右方にしたが、惰力で左転を続け、左舷錨が岸壁に接触した。 船長は、バウスラストの操作つまみを手の感触で左方から中立の位置に合わせたが、目視で操作つまみの位置を確認していなかった。
分析	本船は、着岸作業中、船長がバウスラストの操作つまみを手の感触で中立の位置に合わせたと思っていたものの、同操作つまみが左方の位置となっていたことから、船首が左舷方に振れて左舷錨が本件岸壁に接触し、本件岸壁が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、着岸作業中、船長がバウスラストの操作つまみを手の感触で中立の位置に合わせたと思っていたものの、同操作つまみが左方の位置となっていたため、船首が左舷方に振れて左舷錨が本件岸壁に接触したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・バウスタスタの操作つまみの位置は、手の感触だけでなく、必ず目視で確認すること。